



熊本県公報

号外第 7 号

平成 22 年 3 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 1
 - 指定登録機関の指定…………… (建築課) 5

規 則

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 22 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 20 号

熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県屋外広告物条例施行規則 (昭和 39 年熊本県規則第 56 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条中「又は変更届の」を「並びに表示者、設置者又は管理者の変更及びそれらの者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の」に改める。

別表第 1 禁止地域の部第三種禁止地域の項の次に次のように加える。

第四種禁止地域	条例第 3 条第 12 号に規定する知事が指定する区域(都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域(以下「近隣商業地域等」という。))に限る。)
---------	---

別表第 1 許可地域の部第二種許可地域の項中「都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域(以下「」及び「という。))」を削る。

別表第 1 備考を次のように改める。

- 1 第一種禁止地域と第二種禁止地域、第一種禁止地域と第三種禁止地域、第一種禁止地域と第四種禁止地域、第一種禁止地域と第二種禁止地域と第三種禁止地域、第一種禁止地域と第二種禁止地域と第四種禁止地域、第一種禁止地域と第三種禁止地域と第四種禁止地域、第一種禁止地域と第二種禁止地域と第三種禁止地域と第四種禁止地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は第一種禁止地域とし、第二種禁止地域と第三種禁止地域、第二種禁止地域と第四種禁止地域、第二種禁止地域と第三種禁止地域と第四種禁止地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は第二種禁止地域とし、第三種禁止地域と第四種禁止地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は第三種禁止地域とする。
- 2 第一種許可地域と第二種許可地域、第一種許可地域と第三種許可地域、第一種許可地域と第二種許可地域と第三種許可地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は第一種許可地域とし、第二種許可地域と第三種許可地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は第三種許可地域とする。
- 3 第四種禁止地域と第一種許可地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は、一般広告物については第四種禁止地域、自家用広告物については第一種許可地域とし、第四種禁止地域と第二種許可地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は、一般広告物については第四種禁止地域、自家用広告物については第二種許可地域とし、第四種禁止地域と第三種許可地域が重複する場合においては、当該地域又は場所は第四種禁止地域とする。

別表第 2 禁止地域の部中

第一種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 2 平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、一団の土地又は 1 物件につき 1 平方メートル以内とする。
第二種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等	
第三種禁止地域	につき 5 平方メートル以内とする。	

を

第一種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 2 平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、一団の土地又は 1 物件につき 1 平方メートル以内とする。
第二種禁止地域 第三種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 5 平方メートル以内とする。	
第四種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 10 平方メートル以内とする。	表示面積の合計は、一団の土地又は 1 物件につき 3 平方メートル以内とする。

に改める。
別表第 4 中

第二種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 15 平方メートル以内とする。	1 道標 イ 表示面積の合計は、1 物件につき 2 平方メートル（2 つの事業所等が共同で設置する場合は 3 平方メートル、3 つ以上の事業所等が共同で設置する場合は 5 平方メートル）以内とする。 ロ 高さは、5 メートル以下とする。 2 案内図板 イ 表示面積の合計は、1 物件につき 5 平方メートル以内とする。 ロ 高さは、5 メートル以下とする。	表示又は掲出できない。
第三種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 50 平方メートル以内とする。ただし、これにより難しい場合は、熊本県景観・屋外広告物審議会の議を経て知事が別に定める基準による。		近隣の施設又は事業所等に誘導すること。

を

第二種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 15 平方メートル以内とする。	1 道標 イ 表示面積の合計は、1 物件につき 2 平方メートル（2 つの事業所等が共同で設置する場合は 3 平方メートル、3 つ以上の事業所等が共同で設置する場合は 5 平方メートル）以内とする。 ロ 高さは、5 メートル以下とする。 2 案内図板 イ 表示面積の合計は、1 物件につき 5 平方メートル以内とする。 ロ 高さは、5 メートル以下とする。	表示又は掲出できない。
第三種禁止地域	表示面積の合計は、1 事業所等につき 50 平方メートル以内とする。ただし、これにより難しい場合は、熊本県景観・屋外広告物審議会の議を経て知事が別に定める基準による。		近隣の施設又は事業所等に誘導すること。
第四種禁止地域			

に改める。
別表第 6 の 2 の表建植広告（広告塔、広告板、サインポール等）の部中

第二種禁止地域 第三種禁止地域 第一種許可地域	1 表示面積は、高さが 5 メートル以下のものにあつては 1 表示面 15 平方メートル以内とし、5 メートルを超え 10 メートル以下のものにあつては 1 表示面 10 平方メートル以内とする。 2 高さは、10 メートル以下とする。
-------------------------------	---

を

第二種禁止地域 第三種禁止地域	1 表示面積は、高さが 5 メートル以下のものにあつては 1 表示面 15 平方メートル以内とし、5 メートルを超え 10 メートル以下のものにあつては 1 表示面 10 平方メートル以内とする。 2 高さは、10 メートル以下とする。
第四種禁止地域	1 表示面積は、高さが 5 メートル以下のものにあつては 1 表示面 30 平方メートル以内とし、5 メートルを超え 15 メートル以下のものにあつては 1 表示面 20 平方メートル以内とする。 2 高さは、15 メートル以下とする。
第一種許可地域	1 表示面積は、高さが 5 メートル以下のものにあつては 1 表示面 15 平方メートル以内とし、5 メートルを超え 10 メートル以下のものにあつては 1 表示面 10 平方メートル以内とする。 2 高さは、10 メートル以下とする。

に改め、同表屋上広告の部中

第三種禁止地域 第一種許可地域 第二種許可地域	1 広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 1 以内とする。 2 地上から広告物等の上端までの高さは、5.2 メートル以下とする。
-------------------------------	--

を

第三種禁止地域	1 広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 1 以内とする。 2 地上から広告物等の上端までの高さは、5.2 メートル以下とする。
第四種禁止地域	1 広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 2 分の 1 以内とする。 2 地上から広告物等の上端までの高さは、5.2 メートル以下とする。
第一種許可地域 第二種許可地域	1 広告物等の高さは、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 1 以内とする。 2 地上から広告物等の上端までの高さは、5.2 メートル以下とする。

に改め、同表壁面、屋根面広告の項中

第一種許可地域 第二種許可地域 第三種許可地域

を

第四種禁止地域 第一種許可地域 第二種許可地域 第三種許可地域
--

に改め、同表アーチ広告の項中

第一種許可地域
 第二種許可地域
 第三種許可地域

を

第四種禁止地域
 第一種許可地域
 第二種許可地域
 第三種許可地域

に改める。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「屋外広告物管理者設置届」を「屋外広告物管理者等設置・変更届」に改める。

別記第 1 4 号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式（第 1 7 条関係）

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

熊本県知事 様

郵便番号（ — ）

住 所

届出者

氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号（ — — ）

次のとおり屋外広告物の

管理者を設置

(表示者・設置者・管理者)を変更

したので届け出ます。

(表示者・設置者・管理者)の
氏名若しくは名称又は住所を変更

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
表 示 (設 置) 場 所			
広 告 物 の 種 類	数 量	枚 個	
管 理 者 設 置 変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 前 の 氏 名 (名 称) 及 び 住 所	印 電話番号(— —)		
変 更 後 の 氏 名 (名 称) 及 び 住 所	印 電話番号(— —)		
新 管 理 者 の 資 格			
そ の 他 の 必 要 事 項			

- 1 [] 内は、該当する項目の□に「レ印」を記入してください。
- 2 「表示者・設置者・管理者」については、該当する項目を○で囲んでください。
- 3 「新管理者の資格」欄については、管理者を設置又は変更する場合に記載してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県屋外広告物条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第 370 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条の 20 第 1 項の規程により都道府県指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）を指定したので、同条第 3 項において準用する同法第 10 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定登録機関の名称 社団法人熊本県建築士会
- 2 指定登録機関の住所 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
- 3 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
- 4 二級建築士等登録事務の開始の日 平成 22 年 4 月 1 日
- 5 指定年月日 平成 22 年 3 月 29 日